

令和6年度5G活用研究開発等支援補助金募集要領

1 目的

5Gオープンラボ等を活用して行う、IoT時代の先進かつ重要な通信基盤となる5Gを活用したIoT技術等の研究開発又は当該研究開発を行うために必要となる実証実験、試作研究等を行う県内中小企業者の当該経費の一部を補助することにより、生産性の向上や新たな価値・サービスの創出を図るとともに、当該モデルの横展開による県内企業のデジタル化の促進と疲弊した県内産業の回復、底上げを図る。

2 補助対象事業者等

(1) 補助対象事業者

5Gを活用したIoT技術等の研究開発等を行う中小企業者

※「中小企業者」の定義は補助金交付要綱を参照のこと。

※2社以上で連携して研究開発等を行う場合は、代表企業が申請してください。

(2) 補助対象事業

5Gオープンラボ等を活用して行う、5Gを活用したIoT技術等の研究開発又は当該研究開発を行うために必要となる実証実験、試作研究等

※当該取組が、先進技術活用による新たな価値・ビジネス創出の取組のモデルとして、他の県内企業へ波及効果をもたらすと期待されるもの

(3) 補助対象経費

原材料費、機械装置費、工具・器具費、外注費、技術指導受入費、共同研究費、その他経費

※詳細は別表のとおり

(4) 補助率

補助対象経費の1/2以内

(5) 補助限度額

100万円

3 主な付与条件等

(1) 実施場所

研究開発の拠点が県内であること。

※県が岡山リサーチパークインキュベーションセンター（ORIC）に整備した5Gオープンラボを利用する場合、別途、ORICの利用申請及び減免申請手続きが必要です。

(2) 事業実施期間

交付決定日から、交付決定日が属する会計年度の2月末日まで

(3) 公表

補助事業が採択された場合、企業名、研究開発テーマ・概要、連絡先等を公表することがあります。また、県が主催するセミナー等において、可能な範囲で事例発表等を依頼することがあります。

4 応募方法

(1) 受付期間 令和6年4月22日(月)～令和6年10月31日(木) 17時必着

※随時申請を受け付けますが、交付決定額が予算額に達した場合は、上記期間内であっても受付を締め切ります。

(2) 提出書類(サイズA4判) ※①、②の様式は、以下からダウンロードできます。

<https://www.pref.okayama.jp/page/912368.html>

①補助事業実施計画書(電子データにてメール提出すること)

②暴力団の排除に係る誓約書

③直近の決算関係書類(写)(法人事業概況説明書含む。)

④パンフレット等会社の概要がわかるもの

⑤県税の完納証明書(原本をスキャンしたPDFファイルをメール提出することも可)

⑥ORIC利用申請書(写)(5Gオープンラボを利用する場合のみ)

(3) 5Gオープンラボの利用について

申請する補助事業の実施場所として、ORIC内の5Gオープンラボの利用を予定している場合、補助金の交付申請と併せ、オープンラボの利用許可申請手続きが必要となります。

※オープンラボの利用日程調整のため、申請書提出の前に、下記問い合わせ先に事前に相談のこと。

(4) 提出・問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4-6

岡山県産業労働部 産業振興課 イノベーション推進班(担当:湯浅)

Mail: innovation@pref.okayama.lg.jp TEL: 086-226-7380

5 審査等

申請案件については、提出された補助事業実施計画書に基づき、外部委員等からなる審査会において審査を行い、予算の範囲内で補助事業者を決定します。なお、必要に応じ、申請者へのヒアリングを行う場合があります。

(1) 審査基準

審査にあたっては以下の基準に基づき審査する。

ア 新規性・独創性

イ 生産性向上・競争力強化等の可能性

ウ モデル性

エ 実施体制

(2) 審査結果の通知

審査の結果等については、速やかに書面により申請者あてに通知する。

採択となった者は、別途「5G活用研究開発等支援補助金交付要綱」に基づく、補助金の交付に係る手続きを行うものとする。

なお、審査の経過、選定結果等についての問い合わせには応じない。

また、不採択となった場合においても提出書類一式は返却しない。

6 スケジュール (予定)

第1回	公募受付	令和6年4月22日(月)～5月31日(金)17時必着
	審査会	令和6年6月上旬(書面又はヒアリングによる)
	事業者決定、交付申請	令和6年6月上旬
	交付決定、事業開始	令和6年6月中旬
第2回	公募受付	令和6年6月1日(土)～6月28日(金)17時
	審査会	令和6年7月上旬(書面又はヒアリングによる)
	事業者決定、交付申請	令和6年7月上旬
	交付決定、事業開始	令和6年7月中旬
第3回	公募受付	令和6年7月1日(月)～7月31日(水)17時
	審査会	令和6年8月上旬(書面又はヒアリングによる)
	事業者決定、交付申請	令和6年8月上旬
	交付決定、事業開始	令和6年8月中旬
第4回	公募受付	令和6年8月1日(木)～8月30日(金)17時
	審査会	令和6年9月上旬(書面又はヒアリングによる)
	事業者決定、交付申請	令和6年9月上旬
	交付決定、事業開始	令和6年9月中旬
第5回	公募受付	令和6年9月1日(日)～9月30日(月)17時
	審査会	令和6年10月上旬(書面又はヒアリングによる)
	事業者決定、交付申請	令和6年10月上旬
	交付決定、事業開始	令和6年10月中旬
第6回	公募受付	令和6年10月1日(火)～10月31日(木)17時
	審査会	令和6年11月上旬(書面又はヒアリングによる)
	事業者決定、交付申請	令和6年11月上旬
	交付決定、事業開始	令和6年11月中旬

別表

1 補助対象経費

経費	内容
原材料費	・開発、試作等を行うために直接必要な原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費
機械装置費、 工具・器具費	・開発を行うために直接必要な機械・装置、部品、工具・器具、専用ソフトウェア等の購入、製作、借上げ、改良、修繕又は据付けに必要な経費 ※購入の場合は取得価格が50万円未満のもの
外注費	・補助事業の実施に直接必要となるシステムなどの開発、設計、調査分析等に係る外注経費 ※機械装置又は工具・器具を外注する場合を除く 【全補助対象経費の1/2以下】
技術指導受入費	・外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払う経費 【全補助対象経費の1/2以下】
共同研究費	・大学等又は他の事業者との共同研究契約等に基づき当該大学等又は他の事業者を支払う経費 ※現物支給する場合の消耗品費等を含む 【全補助対象経費の1/2以下】
その他経費	・その他知事が必要と認める経費 ※上記区分以外で補助事業の実施に直接必要な経費であって、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの

※交付決定日以降に発注・契約し、翌年の2月末日までに納品・支払等が行われた費用を対象とする。

2 補助対象外経費

以下の経費は補助対象外とする。

- (1) 人件費（外注等に係る経費を除く。）、旅費、宿泊費
- (2) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- (3) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
- (4) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例：事務用のパソコン、タブレット端末、スマートフォン、プリンタ、デジタル複合機、文書作成ソフトウェアなど）の購入費
- (5) 電話代、インターネット回線利用料等の通信回線費（専ら補助事業のために使用されるクラウドの利用費に含まれる付帯経費を除く。）
- (6) 飲食、娯楽、接待等の費用
- (7) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
- (8) 運搬料、宅配・郵送等に要する経費
- (9) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (10) 公租公課

- (11) 手数料（振込手数料、代引手数料等）
- (12) 各種保険料、借入金などの支払利息及び遅延損害金
- (13) 保守・点検に要する経費
- (14) 機械装置等の設置場所の整備工事、基礎工事に要する経費
- (15) 中古品の購入に係る経費
- (16) 国、県、市町村、公的・民間団体から交付される他の補助金が充当されている経費
- (17) 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費